

1 目的

各施設の要請に基づいて、幼保推進課、北教育事務所、南教育事務所の指導主事及び幼保指導員等が訪問して助言等を行い、教育・保育の質の向上を図る。

2 対象

市町村の幼稚園、保育所、認定こども園等

3 訪問回数

原則として、年度内に1回とする。

※要請訪問に加え園支援訪問を希望する場合は、希望調査票に記入する。

(詳細は園支援訪問実施要項参照)

要請訪問に加えて「園支援訪問」を活用することができます。

要請訪問と園支援訪問の活用により、複数回の研修が可能となり、各園の御希望に応じて、保育者の専門性の向上、研修機会の充実につなげていくことが期待できます。

例えば、下記のように二つの訪問を構成し、園支援訪問は、半日での実施、内容を絞っての実施など、柔軟に活用することが可能です。

6月 要請訪問(一日)
・保育参観(2、4歳児)
・研究協議 指導・助言
・園運営に関する相談
・保育に関する相談

+

10月 園支援訪問
例:今年度の重点についての研修(半日)
例:研修計画や研修の進め方(半日)
例:キャリア別研修(半日)
例:保育指導(6月からの変容)(一日)
例:団体研修会での発表の指導(半日)
など園の希望に基づき内容を絞る。

4 申込み方法

(1) 申込方法

各施設は、各地区の「調整用カレンダー」を参考に、別紙1「希望調査書」に必要事項を記入し、申込期間に幼保推進課(中央地区)、当該教育事務所(北・南地区)へ、FAXで提出する。

【必要事項】

希望日…「調整用カレンダー」に記載された期毎に希望日を記載する。また、市町村、法人、団体研究部主催等の研修会で活用する場合は、研修の持ち方に記入する。

要請内容…研修テーマ及び内容については、園のニーズに応じたものとする。下記について記入例を参考に具体的に記入する。

①研修の持ち方 ②指導者に依頼する内容

(2) 申込期間・申込み先

◇申込期間 令和5年4月3日（月）～4月7日（金）午後5時（必着）

◇申込み先

北地区：北教育事務所総務・幼保推進班 担当行 （FAX 0186-62-1219）

中央地区：幼保推進課 指導班 担当行 （FAX 018-860-5850）

南地区：南教育事務所総務・幼保推進班 担当行 （FAX 0182-33-4904）

（3）決定通知

幼保推進課、北・南教育事務所は、訪問期日及び訪問者等を調整後、各園に5月中旬頃までに決定通知を送付する。なお、派遣する指導者数は、希望調査票の内容を勘案して決定するため、希望通りにならない場合があることに留意願いたい。

5 当日の研修内容

（1）研修内容

提出された別紙1「希望調査票」をもとに、訪問者と調整の上、決定する。

（2）研修の日程

次の例を参考にしながら各施設で立案し、訪問日の2週間前までをめぐり、訪問者と調整の上、決定する。

<例1：1会場で実施の場合>

9:15～9:30 打合せ

9:30～11:30 保育参観・給食参観等

11:30～13:00 昼食・休憩

13:00～15:00 研究協議

・研究概要説明

・研究協議等(グループ)

15:00～15:30 指導・助言

<例2：分科会・全体会で実施の場合>

9:15～9:30 打合せ

9:30～11:30 保育参観・給食参観等

11:30～13:00 昼食・休憩

13:00～15:00 研究協議会(グループ)

・研究概要説明

・研究協議等

15:00～15:30 全体会

指導・助言

6 資料等の提出

（1）依頼文書の提出

様式1により訪問日の2週間前必着で、依頼文書を訪問者の所属先に電子メール（郵送でも可）で提出する。

（2）訪問に係る資料の提出

様式2により訪問の7日前必着で、訪問に係る資料を訪問者の所属先に訪問者数分郵送する。

<訪問に係る資料>

①当日の日程・内容・協議題、協議参加者名簿等

②指導案等の当日の内容に必要な資料

③全体的な計画（今年度の重点が記載されていることが望ましい）

（3）依頼文書・訪問に係る資料の提出先

北地区：北教育事務所 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76-1
E-mailアドレス：Kitakyouikujimusho@pref.akita.lg.jp (1:エル)

中央地区：幼保推進課 〒010-8580 秋田市山王3丁目1-1
E-mailアドレス：youho@mai12.pref.akita.jp (1:エル、2:数字)

南地区：南教育事務所 〒013-0022 横手市四日町3-23 横手市水道庁舎3階
E-mailアドレス：Minamikyouikujimusho@pref.akita.lg.jp (1:エル)

*電子メールでの提出時の件名「要請訪問【□□園】」と御記入願います。

7 その他

訪問に当たり、各施設には、就学先の小学校及び近隣の就学前教育・保育施設等に開催案内を送付し、保育参観や協議への参加を通して、連携の充実に向けた取組となるようお願いいたします。